

平成26年6月18日（水曜日）予算特別委員会

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	新宮征一	委員	13番	佐藤良一	委員
14番	内藤明	委員	15番	高橋勝文	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	木村寿太郎	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	月光龍弘	政策推進課長
宮川徹	財政課長	芳賀弘明	建設管理課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	秋場礼子	商工振興課長
菅野英行	健康福祉課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
荒木利見	教育長	荒木信行	生涯学習課長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	渡邊拓也	総務係長

予算特別委員会議事日程第2号 第2回定例会予算特別委員会
平成26年6月18日(水) 午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 議第33号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務文教分科会委員長報告
(2) 厚生分科会委員長報告
(3) 建設経済分科会委員長報告
" 3 質疑・討論・採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

- 國井輝明委員長** おはようございます。
ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 國井輝明委員長** 日程第1、議第33号平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明委員長** 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教分科会委員長報告

- 國井輝明委員長** 初めに、総務文教分科会委員長の報告を求めます。沖津総務文教分科会委員長。
〔沖津一博総務文教分科会委員長 登壇〕

○**沖津一博総務文教分科会委員長** おはようございます。

総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は6月11日、委員4名出席し、開会いたしました。

本分科会に分担付託されました案件は、議第33号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第10款及び第2表であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第33号第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「11款分担金、2目の農地と施設での負担率は」との問いがあり、当局より、「分担率ですが、農道、水路に関しては10%、農地は20%で白岩、谷沢の合計11カ所に係るものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「全部で61分館あるが、全体でどれくらい対象となる分館があるか。また、総額幾らになるか」との問いがあり、当局より、「61分館中耐震化の対象となる分館は18です。これにつきましては、平成25年度までに16分館、26年度に2つの分館全て簡易診断が終了しています。全体額は把握しておりません。今は4つの分館で話が出ており、当初予算から2つの分館、今回は高屋と白岩中町分館です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第33号第2表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 次に、厚生分科会委員長の報告を求めます。阿部厚生分科会委員長。

〔阿部 清厚生分科会委員長 登壇〕

○**阿部 清厚生分科会委員長** 厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は6月11日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第33号第1表中歳出第3款であります。

それでは、審査の内容を申し上げます。議第33号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「生活保護者の仮想積立について教えていただきたい」との問いがあり、当局より、「勤労収入のある生活保護受給者の方で収入認定を受けた収入のうち、最大30%を仮想的に積み立

てるもので、勤務就労により生活保護を廃止するときに、その廃止前6カ月分をこの仮想積立分から支給するものです。また、その支給の意図は、生活保護から脱却しますと税とか社会保険料等の負担が生じますので、その分のおおむね3カ月分程度をこれで見てもらう趣旨があります」との答弁がありました。

委員より、「この制度に係るソフトは全国共通なのだから、国がつくって市町村に配付することにより経費の削減になると思う。市町村独自にそれぞれ改修等の契約をしないとだめなのか」との問いがあり、当局より、「国では、簡易のシステムをつくって配付することになっています。市町村によっては別個の生活保護システムを入れているところもあり、国で配付する統一のものは使えません。ただ、これは国の制度によりますので、経費については県の補助が100%となるため、市町村の持ち出しはありません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 次に、建設経済分科会委員長の報告を求めます。杉沼建設経済分科会委員長。

〔杉沼孝司建設経済分科会委員長 登壇〕

○**杉沼孝司建設経済分科会委員長** おはようございます。

建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は6月11日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第33号第1表中歳出第7款、歳出第8款及び歳出第11款であります。審査の都合上、議第33号第1表中歳出第8款の審査終了後に歳出第11款の審査を行い、その後歳出第7款の順で審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第33号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、「地域経済活性化基金を利用して測量設計するということだが、この方法のほうが率がいいのか」との問いがあり、当局より、「少しでも一般財源を抑えるため、地域経済活性化基金を利用するものです。ただ、財政課では辺地債のほうが有利なため、辺地債に該当すればそれに切りかえていく予定だと聞いております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、「ミニポスターのデザインはどのようなものか」との問いがあり、当局より「寒河江産の美味しいお酒で乾杯という文字の表記が主なもので、短冊形のポスターを考えているところで

す」との答弁がありました。

委員より、「箸袋は1軒当たり2,500袋くらいの積算のようだが、もし足りなくなったら追加するのか。それとも一旦これで終わりという予定か」との問いがあり、当局より、「現在は、予算の範囲内での対応と考えております。今後については効果などを見ながら考えていきたいと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明委員長** 日程第3、質疑・討論・採決であります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第33号平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第33号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時43分

○**國井輝明委員長** 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 國 井 輝 明